

議案第14号

七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について

七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部を改正する条例

第3条第1号中「令和5年度 8,925円」を「令和6年度から令和8年度まで 9,450円」に改め、同条第2号中「令和5年度 17,850円」を「令和6年度から令和8年度まで 18,900円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の特例介護保険料率を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の七飯町介護保険料率の特例に関する条例の規定は、令和6年度分の特例介護保険料率から適用し、令和5年度以前の年度分の特例介護保険料率については、なお従前の例による。